

序章 趣旨

1. 「景観」とは？

「景観」は、私たちの周りにはある様々な環境が目に見える形として表れたもので、山、川などの自然、建物、道路、橋、看板などの人工物、そこで暮らすひとの営みから成り立っています。これらの要素の眺め（景）を私たちが感じる（観）ことで生み出され、この相互関係によって成り立つものだといわれています。

また、「景観」は見る人の経験や体験の積み重ねによって感じ方が変わります。「景観」の背景にあるひとの営みを知ること、新しい価値観も生まれます。

そして、カタチとしてそこにあるものだけではなく、歴史・文化・祭り・風習・気候などの背景も「景観」の大切な一部です。

2. 景観まちづくり計画として

景観は、前述のとおり美しい風景だけでは、成り立ちません。そこには、必ず「ひと」の営みや好み関係します。

本町は、県内でも珍しく40年間人口の増加傾向が続いていますが、町の東部では過疎化が、町全体としても少子高齢化が進行しています。「ひと」が住まなければ、「まち」は成り立ちません。「ひと」は「まち」を愛し、守り、創ることもできますが、壊す恐れもあります。

今、私たちのまわりにはある“あたり前”の景観は、「特徴もなく何でもない普通のもの」と思っている「ひと」も多いのかもしれませんが。あたり前にはある「みまたの景観の心地よさ」に気づき、みまたに暮らす私たちが「みまたの景観」を次の世代にどう引き継いでいこうとするのか。

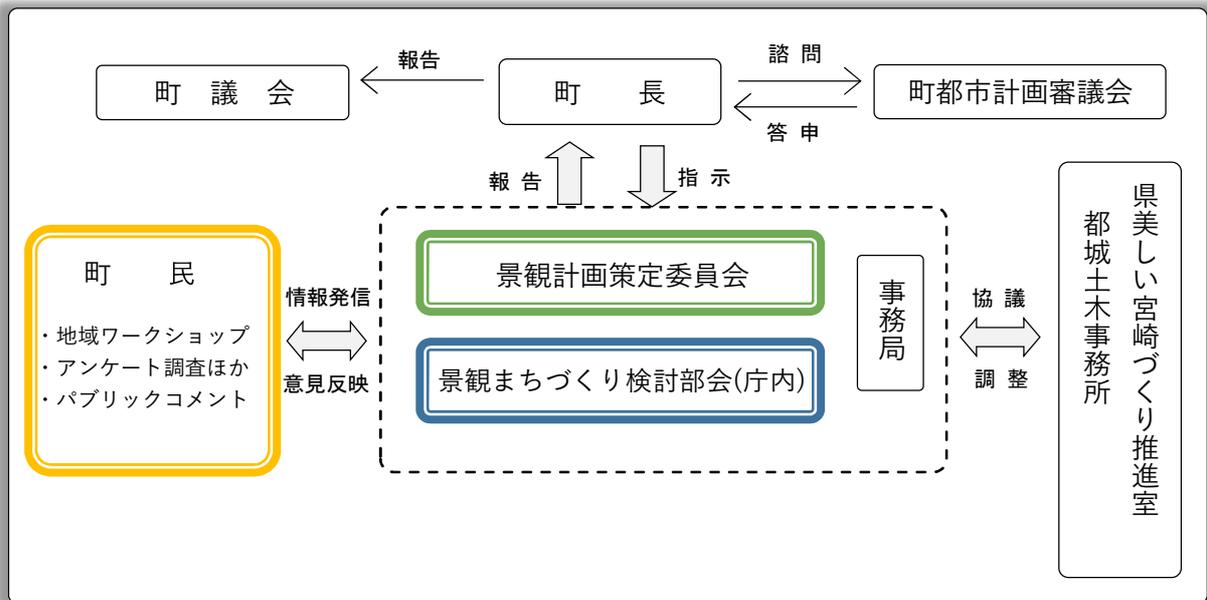
このことを真剣に考え、日常にある「みまたの暮らし」を大切にしていこうと「みまたの景観」を計画書としてカタチに残し、動き出す契機として、本町では、景観計画を「ひとの暮らし」に染み渡るまちづくり計画の一部としてとらえ「景観まちづくり計画」として策定します。

3. 景観まちづくり計画の位置づけ

本計画は、「みまたの景観」を守り・創り・育てていくために、町民・事業者・行政の景観に対する意識を高め、地域に根ざしたルールづくりや取り組みを進めていくことを目的に、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき策定しています。

4. 景観まちづくり計画の策定体制

本計画は、策定委員会と庁内組織の検討部会を中心に、町民の意向を踏まえながら策定しています。



図序-1 景観まちづくり計画の策定体制

5. 景観まちづくり計画の骨格

